

特別支援教育の一層の推進を目指して

～社会的自立を見据えた小学校と特別支援学校の連携から～

令和元年度 上山市小学校長会

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され共生社会の形成に向けた社会全体の機運が高まっています。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の方々が学校教育の一環として活動を共にする「交流及び共同学習」が、共生社会の基盤づくりとして注目されるなど、これまで以上に特別支援教育の推進が求められています。

本市においては、小学校と特別支援学校の学校間連携や、特別支援学校在籍の子どもが地元の小中学校に出向いて一緒に学習活動を行う「居住地校交流」などにより、共生社会の形成に向けた様々な取り組みが行われてきました。

一方、通常学級や特別支援学級に在籍する「特別な支援を要する子ども」の将来における自立や社会参加について、なかなかイメージできないことは、どの学校においても課題の一つになっています。当該の子どもが将来どのような社会人として自立していくのか、そのためには今どのような力を身に付けておく必要があるのか、しっかりとした進路意識を持ちながら、支援を積み重ねていくことがこれから一層大切になってくると考えています。

上山市小学校長会では、上山市内及び近隣の特別支援学校に訪問し、学校の現状や子どもたちの進路・将来の見通しについて、お話を伺ってきました。

1 学校の概要

(1) 対象

上山高等養護学校	<ul style="list-style-type: none">・知的発達の遅滞があり、障害者雇用による就労を目指す教育課程を履修できる生徒・中学校又は特別支援学校中学部を卒業又は、これと同等の資格を有する生徒・原則として、村山地域、置賜地域に居住し、自力通学できる生徒 この3点を満たす生徒
山形盲学校	両目の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害（視野が狭くなる、暗くなると見えにくい）が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの
山形聾学校	聴力レベルがおおむね 60dB 以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
ゆきわり養護学校	肢体不自由者
村山特別支援学校	知的障がい者（重複障がいの子どもも対象になりますが、知的障がいがないと対象外）

(2) 児童生徒数

山形盲学校、山形聾学校、ゆきわり養護学校においては、減少傾向が続いており、学年別にみると一学年一人という学年も少なくありません。医学等の進歩により、「聞こえる・見える」ようになる子どもが多くなっていること、以前よりも柔軟な就学が可能となり、地元の学校を選択する場合が増えていることなどが要因として考えられるそうです。

一方、村山特別支援学校においては、微増傾向が続いています。特別支援教育についての保護者の理解が進んでいることが一番の要因ではないかということでした。

2 進路について（高等部卒業後）

近年、障害者雇用が注目されており、受け入れ可能な実習先が増えています。また、それに伴って、就職先も増える傾向にあります。上山高等養護学校が行っている「企業向け見学会」は、年々参加企業が増えており、今年度は60社106名の参加があったそうです。一人ひとり子どもの実態に応じて職場開拓し、実習を行っていくことが大切になっているそうです。

特別支援学校（高等部）卒業後の進路については、障がいの種別にもよりますが、概ね以下のような進路状況になっています。

①進学	<ul style="list-style-type: none"> 専攻科 例 山形聾：商業技術科、生産技術科 山形盲：理療科 大学、訓練校 など
②一般就労	<p>企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態。経営者の指揮監督のもと、定められた勤務時間に出社し、命じられた業務をこなすことが求められる。</p> <p>（実習などを踏まえ就職先を決定する。）</p> <p>例 製造業、医療・福祉、卸売業・小売業 など</p>
③福祉就労	<p>労働はあくまでも福祉サービスや訓練の一環。出欠、作業時間、作業量などは、利用者の希望によって定められる場合がある。福祉的就労の場では、障がい者は「労働者」と「福祉サービスの利用者」という二つの顔をもつことになる。</p>
「就労継続支援事業所（A型）」	<p>一般の企業に雇用されることが困難な障がい者に対し、「働く場」を提供する事業所。実際の業務や職業訓練を通して、知識や技能を身につけ、最終的には一般就労を目指す方もいる。</p> <p>例 山形県コロニー協会の福祉工場（コロニー印刷） など</p>
「就労継続支援事業所（B型）」	<p>年齢制限もなく、職業的に高い能力を求められることもなく、福祉サービスを最優先する職場です。従来の授産施設がそのまま移行したものがほとんどで、主に社会福祉法人が運営に当たっている。本人のペースでできるような契約で賃金が発生しない場合もある。</p> <p>例 「いずみの家」、「らんなあ」、「ふぁーすと・すてっぷ」 など</p>
「就労移行支援事業所」	<p>民間企業や NPO 法人、社会福祉法人などが運営し、学校のように通いながら就労移行支援サービスを受けることができる。2年かけて事業所をさがすことになる。</p>

④生活介護 事業所	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。 例 療育センター「ほがらか」、「明星園」、「青い帽子」など
⑤療養介護 (病院等)	病院等に入院している障がい者に対して、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話をを行う。 例 「独立行政法人国立病院機構山形病院」 など

3 子どもたちの自立に向けて大切にしていること

障がいの特徴にもよりますが、概ね共通していることがありました。

• 基本的な生活習慣

例 トイレの後はしっかりと手を洗う、身だしなみ、マナー

• あいさつやコミュニケーション

例 体が動かなかったら、まばたきしたり・・・

技術は就職してからでも身に付けることができる。当たり前の方がしっかりできることの方が大切。

• 人として大切にしなければならない行動や気持ち

例 粘り強さ（あきらめずに取り組む） 挑戦する気持ち
責任感（自分の役割をしっかりと果たすこと） 思いやり

など

特別支援学校に限ったことではなく、小学校でも大切にすべきこと。連携・交流していく上で、特に意識していきたいものです。

4 小学校等との交流について

特別支援学校として、小学校等との交流活動をどのようにとらえているのか、聞いてみました。

- 同学年（同世代）の子どもと関わる数少ないチャンス。社会性を広げることにもつながり、価値ある活動である。
- 居住地校交流については、その子どもが将来その地域で自立して生活していくためには必要なことととらえている。将来的に地域の一員として生活していくためにも、地域での交流は貴重な経験の場と考えている。（地域による認知）
- 社会にはいろいろな人（例 聞こえない人など）がいることを理解してほしい。また、どんな人とも、公正公平に関わることを通して「共生社会をつくる」ということを小中学校からも発信してほしい。
- 自立という視点からも、一人でできることは一人でさせることが大切。どのようなかわりが自然なのか、どのようなときに支援が必要なのかの見極めが大事。
- ▲ 交流が形骸化しないようにすることが大切
 - 教育課程上のどこに交流を位置づけるか
 - ねらいの明確化 「これまでやってきたから今年も・・・」

5 まとめ

- 社会で自立できるようにしていくためには、大人（親、教員も）が将来を見通して支援していくことが大切である。
- 将来の見通しを持つ（進路の選択肢を見通す）ためには、特別支援学校から情報発信することも大切だが、小学校側から特別支援学校等と積極的に連携し、情報収集することも必要である。（例 特別支援学校の見学をしたり、研修会を行ったりすること）
- 小学校段階から、将来の自立した姿をイメージし、どのような学びが必要なのか、どのような力を身につけなければならないのか、当該の子どもと関わっている大人が共通理解をはかり、教育（支援）にあたることが大切である。



	学校名	住所	電話
①	県立村山特別支援学校	山形市大字谷柏元下谷柏 43 番地	023-688-2995 (職)
②	県立山形聾学校	山形市大字谷柏 20 番地	023-688-2320 (事)
③	県立山形盲学校	上山市金谷字金ヶ瀬 1, 111 番地	023-672-4116 (職)
④	県立ゆきわり養護学校	上山市河崎三丁目 7 番 1 号	023-673-5023 (職)
⑤	県立上山高等養護学校	上山市宮脇 600 番地	023-672-3936 (職)